

ID: 6

担当部署: 総務部総務課

処分の概要	開示の請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市情報公開条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成13年条例第12号
【根拠条文】 (公文書の開示の請求に対する決定等) 第11条 実施機関は、第6条の規定による開示請求があったときは、当該開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示の可否の決定を行わなければならない。 2 実施機関は、前項に規定する決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該開示請求のあった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長する理由及び期間を書面により開示請求者に通知しなければならない。 4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前3項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) 本項を適用する旨及びその理由 (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限 5 実施機関は、公文書の開示をしないことの決定(第8条の規定による公文書の一部を開示しないことの決定を含む。以下「不開示決定」という。)をしたときは、第2項の規定による書面に不開示の理由を付記しなければならない。この場合において、当該開示請求に係る公文書の全部又は一部について、不開示の理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。 【基準】 根拠条文、第5条及び第7条から第10条までの規定による。 (公文書の開示を請求できるもの) 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。 (1) 市の区域内に住所を有する者 (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市の区域内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請	

求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、開示することができない情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康及び財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

エ ア、イ及びウに掲げる情報のほか、開示することが公益上必要であると認められる情報

(4) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 監査、検査、徴税等の計画及び実施要領、争訟及び交渉の方針、試験の問題及び採点基準その他実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な実施又は運営に著しい支障が生ずると認められるもの

(6) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると認められる情報

(公文書の一部開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

標準処理期間

請求のあった日の翌日から起算して14日以内(第11条第1項)

備考**設 定 年 月 日**

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

平成 27 年 7 月 1 日